資料２－３

多摩26市におけるまちづくり協議会の認定基準

	まちづくり協議会認定要件													必要書類						備考
	活動目的に関する規定				区域に関する規定		活動内容等に関する規定					周知等に関する規定								
	条例の基本理念(趣旨)に則していること	政治的活動等を目的としていないこと	特定の者に利害を及ぼすものではないこと	営利を目的としていないこと	計画地区を定めていること	計画地区が街区の形成に足る土地の区域(道路河川等で区切られた区域)となっていること	活動の計画を定めていること	構成員数(最低数)	会則、規約等を定めていること	代表者を決定していること	地区住民の参加の機会が保障されていること	協議会の認定を受けることについて、地区住民から支持(理解)を得ていること	協議会の活動目的を地区住民に周知していること	活動計画書	区域図	会則、規約等	構成員名簿	協議会の認定を受けることについて地区住民同意を示す書類	活動の目的について地区住民に周知を示したことを示す書類	
八王子市	－	○	○	－	○	－	－	－	○	○	○	○(1/3以上)	○	○	○	○	○	○	○	
立川市																				
武蔵野市	○	－	－	－	○	－	○	10人	○	○	○	○（1/10以上）	－	○	○	○	○	○	－	
三鷹市	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	
青梅市																				
府中市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	協議会の認定要件について、条文に記載なし。
昭島市																				
調布市	－	－	－	－	○	－	○	－	○	－	○	○（多数）	－	○	○	○	○	－	－	
町田市	○	○	○	－	○	－	○	－	○	○	－	○	○	○	○	○	－	－	○	
小金井市	－	○	－	○	○	－	○	地区住民の過半数	○	○	○	－	－	○	○	○	○	－	－	
小平市	－	○	○	－	○	－	○	10人	○	○	○	○（1/3以上）	－	○	○	○	○	○	－	
日野市	○	－	－	－	○	－	○	－	○	○	○	○（1/10以上）	－	○	○	○	○	○	－	
東村山市																				
国分寺市	－	－	－	－	○	－	○	－	○	－	○	－	－	○	○	○	○	－	－	
国立市																				
福生市	－	－	○	－	○	○	－	－	○	○	－	－	－	－	○	○	○	－	－	
狛江市	－	－	－	－	○	－	－	－	○	○	○	○（1/10以上）	－	－	○	○	○	○	○	
東大和市	－	－	－	－	○	－	○	－	○	－	○	○（1/3以上）	－	○	○	○	○	○	－	
清瀬市	－	－	－	－	○	－	○	地区住民の1/10	○	○	○	－	－	○	○	○	○	－	－	
東久留米市																				
武蔵村山市	○	○	－	○	○	○	○	多数（1/10かつ10世帯）	○	○	○	－	○	○	○	○	○	－	○	
多摩市	－	－	－	○	○	－	○	－	○	○	○	○（1/10以上）	○	○	○	○	○	○	○	
稲城市																				
羽村市																				
あきる野市																				
西東京市																				